

広情個審第99号
令和6年3月13日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年2月27日付け広島市指令安維第50号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第353号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和5年2月27日付け広島市指令安維第50号の諮問事案（諮問第353号事案）

令和4年5月30日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年6月20日付け広島市指令安維第1号で行った公文書部分開示決定に対する同年8月26日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を取り消し、以下に従って改めて部分開示決定を行うべきである。

- (1) 別表の「③不開示で妥当な情報」欄に掲げる情報について、実施機関が不開示としたことは妥当である。
- (2) 実施機関は、別表の「④開示すべき情報」欄に掲げる情報について、開示すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定のうち、許可申請者の情報及び許可継続申請者の情報並びにそれらに付随する意匠、照明等に関する図書に係る部分の決定を取り消し、開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件開示請求に係る不開示部分の申請者の情報は、広島市屋外広告物条例（以下「広告物条例」という。）第23条の6に基づき一般公表されるべきものであり、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号アの但し書きに該当するものである。また、申請者が法人の場合、その商号は条例第7条第1号により不開示とされるべき情報ではないため、開示すべきである。

イ 申請者の情報と、意匠照明等に関する図書が開示されることによって、申請者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位がどのような因果で害されるかの説明が漠然不明瞭である。本件開示請求対象の一部である広告物のある掲示物件にいたっては、管理所有者と広告表示者の名称と連絡先が24時間衆目下にある。ことさらに企業秘密として許可申請書等中の情

報のほとんどを不開示とする理由が不明瞭である。また、看板の設計や意匠なども同様、24時間広告物として衆目下にあつて、設計図や外観図等の全てが企業秘密であると断定までするに至る理由も不明瞭であり、実施機関の主張には具体性のある説明が不足している。

ここで害すると判断されるべきは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が求められるものであり、それが明示されないままに条例第7条第2号に該当するため不開示とするのは不当であり、開示すべきである。

ウ 本件開示請求による公文書の開示によって、誰の行為が、条例のどの部分につき違反が判明するかが漠然不明瞭であり、不開示理由としてそのままに承服はしかねることから、開示すべきである。

エ 実施機関は本件開示請求に係る対象公文書に広告物条例第22条第2項の公表手続に該当し得る情報が含まれているとして、条例第7条第3号に該当すると主張している。対象公文書内の申請書、領収書、看板設計図や看板外観などからどのようにして広告物条例第22条第2項相当の情報が推定し得るのか見当がつかず困惑しており、実施機関の主張には具体性のある説明が不足している。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 請求人は、「本件不開示部分に係る申請者の情報は、何人でも閲覧することができる」とされている情報であり、開示すべき旨主張するが、本件不開示部分には、屋外広告業者がどの広告物の表示に関与しているかなど、「屋外広告業者登録簿」以上の情報が含まれており、何人でも閲覧することができる」とされている情報（条例第7条第1号ただし書ア）ではない。

イ 請求人は、「法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害するに当たるには、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であり、不開示部分が開示されると、どのような因果で害されるか不明瞭である」旨主張するが、本件公文書部分開示決定通知書の「開示しない部分とその理由」の理由欄には、申請者（設置者等）、管理者、施工者（屋外広告業者）などの情報を開示すると、看板の内容など他の情報とあいまって「営業活動における取引先・得意先等との関係等に関する情報」、「貸し看板拡張・新設等の営業方針」に関する情報も明らかになる旨が具体的に記載されている。いわゆる企業秘密に相当するこれらの情報が同業他社等に漏れることで、経済的損失を被るおそれがあることは明らかであり、不開示情報を公にすることにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められる。

ウ 請求人は、「誰の行為が、条例のどの部分につき違反が判明するかが漠然不明瞭であり、そのままに承服はしかねる」旨主張するが、誰の行為が、条例のどの部分につき違反が判明するかについて明らかにすることは、広告物条例第22条第2項の公表手続によることなく違反者の氏名が特定・開示されることになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示できない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（中略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定している。

(4) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいう「支障」については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

(5) 本件部分開示決定における対象公文書及び不開示部分について

当審査会が見分するに、対象公文書は、請求人からの令和4年5月30日付け公文書開示請求に対し、実施機関が同年6月20日付け広島市指令安維第1号で行った公文書部分開示決定に関する「屋外広告物許可申請書」、「屋外広告物変更許可申請書」、「屋外広告物許可継続申請書」、「領収書」及び「広告物等安全点検報告書」（以下「本件不開示文書」という。）であり、別表の「①対象公文書」欄のとおりである。

不開示とされている部分は、別表の「②不開示部分」欄のとおりであり、以下、各不開示部分の不開示事由該当性について、検討する。

(6) 「屋外広告物許可申請書」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「A 屋外広告物許可申請書」は、次の文書で構成されている。

- a 屋外広告物許可申請書
- b 付近見取図
- c 広告物又は掲出物件の寸法、構造等に関する仕様書・図面、写真及び意匠・照明等に関する図書
- d 看板設置（使用）承諾書又は屋外広告物設置契約書
- e 屋外広告業登録済証
- f 管理者の資格を証する書面

上記文書の不開示部分について以下、検討する。

ア 屋外広告物許可申請書

「屋外広告物許可申請書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 数量、手数料の金額及び照明設備の有無
- ・ 許可の条件
- ・ 申請者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名・印影並びに従業員の所属先、役職及び従業員の氏名・印影
- ・ 管理者欄の氏名、住所・郵便番号、電話番号、従業員の所属先、資格及び従業員の氏名
- ・ 施工者（屋外広告業者）欄の氏名、住所・郵便番号、電話番号、代表者の氏名及び屋外広告業登録番号並びに従業員の所属先、役職及び従業員の氏名

(7) 数量、手数料の金額及び照明設備の有無

実施機関は、これらの情報を公にすると、他の情報とあいまって、広告物条例第22条第2項の公表手続によることなく違反者の氏名が特定・開示されることになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当すると主張する。

しかしながら、これらの情報を公にし仮に広告物条例違反の事実が判明したとしても、市民が違反行為をしていると認識するにとどまり、行政として、広告物条例違反に対し勧告等を行うことについて実施機関が想定するような条例第7条第3号に該当する事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的な蓋然性は認められない。

したがって、数量、手数料の金額及び照明設備の有無を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、これらを条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

- ㌸) 申請者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名・印影並びに従業員の所属先、役職及び従業員の氏名・印影

上記のうち、従業員の所属先、役職及び従業員の氏名・印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

実施機関は、特定の屋外広告物に関する申請者（設置者等）、管理者、施工者（屋外広告業者）などの情報は、他の情報とあいまって営業活動における取引先・得意先等との関係等に関する情報、貸し看板拡張・新設等の営業方針に関する情報を含み、公にすることにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号に該当すると主張する。

申請者（設置者等）に関する情報を公にした場合、現地を確認することにより申請者（設置者等）と広告主との関係、すなわち広告主の取引先情報が明らかとなることから、広告主の競争上又は事業運営上の地位を害する条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

したがって、申請者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名・印影を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、実施機関はこれらの情報を公にすると、他の情報とあいまって、広告物条例第22条第2項の公表手続によることなく違反者の氏名が特定・開示されることになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するとも主張する。

しかしながら、㌸で述べたとおり、これらの情報を公にし仮に広告物条例違反の事実が判明したとしても、市民が違反行為をしていると認識するにとどまり、行政として、広告物条例違反に対し勧告等を行うことについて実施機関が想定するような条例第7条第3号に該当する事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的な蓋然性は認められない。

したがって、申請者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名・印影を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

- ㌹) 管理者欄及び施工者（屋外広告業者）欄の氏名、住所・郵便番号、電話番号並びに施工者（屋外広告業者）欄の代表者の氏名及び屋外広告業登録番号

申請者（設置者等）に関する情報を不開示とし管理者及び施工者に関する情報又はそれらの一方だけを公にした場合、申請者（設置者等）との関係は分からないが、現地を確認する

ことによりこれらの者と広告主との関係、すなわち広告主の取引先情報が明らかとなることから、広告主の競争上又は事業運営上の地位を害する条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

したがって、管理者欄及び施工者（屋外広告業者）欄の氏名、住所・郵便番号、電話番号並びに施工者（屋外広告業者）欄の代表者の氏名及び屋外広告業登録番号を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、実施機関はこれらの情報を公にすると、他の情報とあいまって、広告物条例第22条第2項の公表手続によることなく違反者の氏名が特定・開示されることになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するとも主張する。これについては上記のとおりであり、条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

ロ 管理者欄及び施工者（屋外広告業者）欄の従業員の所属先、資格又は役職及び従業員の氏名

従業員の所属先、資格又は役職及び従業員の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ハ 許可の条件

当審査会が見分したところ、許可の条件欄には広告物の名称又は数字が記載されていることが確認された。

実施機関は、特定の屋外広告物に関する申請者（設置者等）、管理者、施工者（屋外広告業者）などの情報は、他の情報とあいまって営業活動における取引先・得意先等との関係等に関する情報、貸し看板拡張・新設等の営業方針に関する情報を含み、公にすることにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号に該当すると主張する。

しかしながら、当該広告物については現地を確認することによりその広告主が明らかとなるものである。また、申請者（設置者等）、管理者、施工者（屋外広告業者）に関する情報を公にしない限り、これらの者と広告主との関係が明らかとなることはないことから、広告物の名称を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

したがって、実施機関は、広告物の名称を条例第7条第2号により不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

数字について、実施機関に確認したところ、屋外広告物許可申請書の本来的な記載事項ではなく、担当者が業務の都合上記入したメモに過ぎないとのことであり、これを不開示とする合理的な理由は認められなかった。

ニ 以上のことから、実施機関は、「屋外広告物許可申請書」の数量、手数料の金額及び照明設備の有無を条例第7条第3号により、許可の条件欄を条例第7条第2号により不開示とした決定を取り消し開示するとともに、申請者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、

電話番号及び代表者の氏名・印影並びに管理者欄及び施工者（屋外広告業者）欄の氏名、住所・郵便番号、電話番号及び施工者（屋外広告業者）欄の代表者の氏名、屋外広告業登録番号を不開示とした理由を条例第7条第2号及び第3号から条例第7条第2号に変更すべきである。

イ 付近見取図

「付近見取図」の不開示部分は、別表の「②不開示部分」欄のとおり申請する広告物のサイズである。

実施機関は、特定の屋外広告物に関する申請者（設置者等）、管理者、施工者（屋外広告業者）などの情報は、他の情報とあいまって営業活動における取引先・得意先等との関係等に関する情報、貸し看板拡張・新設等の営業方針に関する情報を含み、公にすることにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号に該当すると主張する。

しかしながら、広告物のサイズを公にしても、申請者（設置者等）、管理者、施工者（屋外広告業者）に関する情報を公にしない限り、これらの者と広告主との関係が明らかとなることはなことから、広告物のサイズを条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

また、実施機関は広告物のサイズを公にすると、他の情報とあいまって、広告物条例第22条第2項の公表手続によることなく違反者の氏名が特定・開示されることになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するとも主張するが、これについては、上記のとおりこれを公にし仮に広告物条例違反の事実が判明したとしても、市民が違反行為をしていると認識するにとどまり、行政として、広告物条例違反に対し勧告等を行うことについて実施機関が想定するような条例第7条第3号に該当する事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的な蓋然性は認められない。

したがって、広告物のサイズを条例第7条第2号及び第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、広告物のサイズを条例第7条第2号及び第3号により不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

ウ 広告物又は掲出物件の寸法、構造等に関する仕様書・図面、写真及び意匠・照明等に関する図書

これらは、別表の「②不開示部分」欄のとおり全て不開示とされている。

広告物又は掲出物件の寸法、構造等に関する仕様書・図面及び意匠・照明等に関する情報は法人等の看板設置に係る技術上のノウハウに当たる情報と認められることから、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

写真については、これを公にしても、申請者（設置者等）、管理者、施工者（屋外広告業者）に関する情報を公にしない限り、これらの者と広告主との関係が明らかとなることはないことから、条例第7条第2号の不開示理由は認められない。また、上記のとおり条例第7条第3号に該当する不開示理由も認められない。

したがって、写真を条例第7条第2号及び第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当

ではないことから、実施機関は、写真を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

エ 看板設置（使用）承諾書

「看板設置（使用）承諾書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 貸主の個人の氏名・印影、住所及び電話番号
- ・ 借主の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名
- ・ 広告物の名称及び広告物のサイズ

㊦ 貸主の個人の氏名・印影、住所及び電話番号

これらについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

㊧ 借主の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名

当審査会が見分したところ、看板設置（使用）承諾書の借主には、屋外広告物許可申請書の申請者（設置者等）と同一の法人が記載されていた。申請者（設置者等）に関する情報については(6)ア㊦で述べたとおりであり、借主の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

㊨ 広告物の名称及び広告物のサイズ

これについては上記のとおりであり、広告物の名称を条例第7条第2号により、広告物のサイズを条例第7条第2号及び第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関はこれらを不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

オ 屋外広告物設置契約書

「屋外広告物設置契約書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 貸主の個人の氏名・印影、住所、電話番号及び金融機関情報並びに法人の担当者の氏名・印影
- ・ 借主の法人名、法人の住所、電話番号及び代表者の氏名・印影
- ・ 掲出物件のサイズ

㊦ 貸主の個人の氏名・印影、住所、電話番号及び金融機関情報並びに法人の担当者の氏名・印影

これらについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

㊧ 借主の法人名、法人の住所、電話番号及び代表者の氏名・印影

当審査会が見分したところ、屋外広告物設置契約書の借主には、屋外広告物許可申請書の申請者（設置者等）と同一の法人が記載されていた。申請者（設置者等）に関する情報については(6)ア㊦で述べたとおりであり、借主の法人名、法人の住所、電話番号及び代表者の氏名・印影を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

㊨ 掲出物件のサイズ

これについては(6)イで述べたとおりであり、掲出物件のサイズを条例第7条第2号及び第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は掲出物件のサ

イズを不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

カ 屋外広告業登録済証

「屋外広告業登録済証」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 法人名、法人の住所、役職、氏名及び登録番号
- ・ 業務主任者の氏名

㊦ 屋外広告業登録済証における法人名、法人の住所、役職、氏名及び登録番号を公にした場合、現地を確認することにより屋外広告業者と広告主との関係、すなわち広告主の取引先情報が明らかとなることから、広告主の競争上又は事業運営上の地位を害する条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

したがって、法人名、法人の住所、役職、氏名及び登録番号を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

㊧ 業務主任者の氏名

業務主任者の氏名について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

キ 管理者の資格を証する書面

「管理者の資格を証する書面」の不開示部分は、別表の「②不開示部分」欄のとおりである。

これらについて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(7) 「屋外広告物変更許可申請書」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「B 屋外広告物変更許可申請書」は、次の文書で構成されている。

- 屋外広告物変更許可申請書
- 付近見取図
- 広告物又は掲出物件の寸法、構造等に関する仕様書・図面、写真、チェックリスト及び意匠・照明等に関する図書
- 看板設置（使用）承諾書又は屋外広告物設置契約書
- 屋外広告業登録済証
- 管理者の資格を証する書面

ア 屋外広告物変更許可申請書

「屋外広告物変更許可申請書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 数量、手数料の金額及び照明設備の有無
- ・ 申請者（設置者等）の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名・印影並びに従業員の所属先、役職及び従業員の氏名・印影
- ・ 管理者欄の氏名、住所・郵便番号、電話番号、従業員の所属先、資格及び従業員の氏名
- ・ 施工者（屋外広告業者）欄の氏名、住所・郵便番号、電話番号、代表者の氏名及び屋外広告業登録番号並びに従業員の所属先、役職及び従業員の氏名

㉞ 数量、手数料の金額及び照明設備の有無

実施機関は、これらの情報を公にすると、他の情報とあいまって、広告物条例第22条第2項の公表手続によることなく違反者の氏名が特定・開示されることになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当すると主張する。

これについては(6)ア㉞で述べたとおりであり、数量、手数料の金額及び照明設備の有無を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、これらを条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

㉟ 申請者（設置者等）の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名・印影並びに従業員の所属先、役職及び従業員の氏名・印影

上記のうち、従業員の所属先、役職及び従業員の氏名・印影については(6)ア㉟で述べたとおりであり、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

申請者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名・印影については(6)ア㉟で述べたとおりであり、条例7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、条例第7条第3号により不開示とした判断は妥当ではないことから、不開示理由を変更すべきである。

㊱ 管理者欄及び施工者（屋外広告業者）欄の氏名、住所・郵便番号、電話番号並びに施工者（屋外広告業者）欄の代表者の氏名及び屋外広告業登録番号

これについては(6)ア㊱で述べたとおりであり、管理者欄及び施工者（屋外広告業者）欄の氏名、住所・郵便番号、電話番号並びに施工者（屋外広告業者）欄の代表者の氏名及び屋外広告業登録番号を条例7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、条例第7条第3号により不開示とした判断は妥当ではないことから、不開示理由を変更すべきである。

㊲ 管理者欄及び施工者（屋外広告業者）欄の従業員の所属先、資格又は役職及び従業員の氏名

従業員の所属先、資格又は役職及び従業員の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

㉟ 以上のことから、実施機関は、「屋外広告物変更許可申請書」の数量、手数料の金額及び照明設備の有無を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し開示するとともに、申請者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名・印影並びに管理者欄及び施工者（屋外広告業者）欄の氏名、住所・郵便番号、電話番号及び施工者（屋外広告業者）欄の代表者の氏名、屋外広告業登録番号を不開示とした理由を条例第7条第2号及び第3号から条例第7条第2号に変更すべきである。

イ 付近見取図

「付近見取図」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 申請する広告物のサイズ
- ・ 資格の登録番号及び個人の氏名・印影

㉞ 申請する広告物のサイズ

これについては(6)イで述べたとおりであり、広告物のサイズを条例第7条第2号及び第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は広告物のサイズを不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

㊦ 資格の登録番号及び個人の氏名・印影

これらについて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 広告物又は掲出物件の寸法、構造等に関する仕様書・図面、写真、チェックリスト及び意匠・照明等に関する図書

これらは、別表の「②不開示部分」欄のとおりチェックリストを除き、全て不開示とされている。

これについては(6)ウで述べたとおりであり、広告物又は掲出物件の寸法、構造等に関する仕様書・図面及び意匠・照明等に関する情報は法人等の看板設置に係る技術上のノウハウに当たる情報と認められることから、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

写真については(6)ウで述べたとおりであり、条例第7条第2号及び第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、写真を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

チェックリストにおける不開示部分は、当該広告物の地表から上端までの高さ及び地色のマンセル値に関する記載であるが、これらの情報は法人等の看板設置に係る技術上のノウハウに当たる情報とは認められず、これらを公にしても、申請者（設置者等）、管理者、施工者（屋外広告業者）に関する情報を公にしない限り、これらの者と広告主との関係が明らかとなることもないことから、これらを条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。また、上記のとおり条例第7条第3号に該当する不開示理由も認められない。

したがって、チェックリストの当該広告物の地表から上端までの高さ及び地色のマンセル値に関する情報を条例第7条第2号及び第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関はこれらを不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

エ 看板設置（使用）承諾書

「看板設置（使用）承諾書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 貸主の個人の氏名・印影、住所及び電話番号
- ・ 借主の法人名、法人の住所・郵便番号及び代表者の氏名
- ・ 広告物の名称

㊦ 貸主の個人の氏名・印影、住所及び電話番号

これらについて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

㊦ 借主の法人名、法人の住所・郵便番号及び代表者の氏名

当審査会が見分したところ、看板設置（使用）承諾書の借主には、屋外広告物変更許可申請書の申請者（設置者等）と同一の法人が記載されていた。申請者（設置者等）に関する情報に

については、(6)ア㍑で述べたとおりであり、借主の法人名、法人の住所・郵便番号及び代表者の氏名を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

例 広告物の名称

これについては(6)ア㍑述べたとおりであり、広告物の名称を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、広告物の名称を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

オ 屋外広告物設置契約書

「屋外広告物設置契約書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 貸主の個人の氏名・印影、住所、電話番号、金融機関情報、法人の担当者の所属先及び担当者の氏名・印影
- ・ 借主の法人名、法人の住所、電話番号及び代表者の氏名・印影
- ・ 掲出物件のサイズ

例 貸主の個人の氏名・印影、住所、電話番号、金融機関情報、法人の担当者の所属先及び担当者の氏名・印影

これらについて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

例 借主の法人名、法人の住所、電話番号及び代表者の氏名・印影

当審査会が見分したところ、屋外広告物設置契約書の借主には、屋外広告物変更許可申請書の申請者（設置者等）と同一の法人が記載されていた。申請者（設置者等）に関する情報については、(6)ア㍑で述べたとおりであり、借主の法人名、法人の住所、電話番号及び代表者の氏名・印影を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

例 掲出物件のサイズ

これについては(6)イで述べたとおりであり、掲出物件のサイズを条例第7条第2号及び第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は掲出物件のサイズを不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

カ 屋外広告業登録済証

「屋外広告業登録済証」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 事業を営む個人の氏名、住所及び登録番号
- ・ 業務主任者の氏名

例 事業を営む個人の氏名、住所及び登録番号

屋外広告業登録済証における事業を営む個人の氏名、住所及び登録番号を公にした場合、現地を確認することにより屋外広告業者と広告主との関係、すなわち広告主の取引先情報が明らかとなることから、広告主の競争上又は事業運営上の地位を害する条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

したがって、事業を営む個人の氏名、住所及び登録番号を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

㌠ 業務主任者の氏名

業務主任者の氏名について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

キ 管理者の資格を証する書面

「管理者の資格を証する書面」の不開示部分は、別表の「②不開示部分」欄のとおりである。

これらについて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(8) 屋外広告物許可継続申請書の不開示部分について

「屋外広告物許可継続申請書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 種別、表示設置数量、光源の有無及び手数料の金額
- ・ 申請者欄の法人名、法人の住所・郵便番号及び電話番号
- ・ 許可の条件

ア 種別、表示設置数量、光源の有無及び手数料の金額

実施機関は、これらの情報を公にすると、他の情報とあいまって、広告物条例第22条第2項の公表手続によることなく違反者の氏名が特定・開示されることになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当すると主張する。

しかしながら、これらの情報を公にし仮に広告物条例違反の事実が判明したとしても、市民が違反行為をしていると認識するにとどまり、行政として、広告物条例違反に対し勧告等を行うことについて実施機関が想定するような条例第7条第3号に該当する事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的な蓋然性は認められない。

したがって、種別、表示設置数量、光源の有無及び手数料の金額を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、これらを条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

イ 申請者欄の法人名、法人の住所・郵便番号及び電話番号

申請者欄の法人名、法人の住所・郵便番号及び電話番号については(6)ア㌠で述べたとおりであり、これらを条例7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、条例第7条第3号により不開示とした判断は妥当ではないことから、不開示理由を変更すべきである。

ウ 許可の条件

当審査会が見分したところ、許可の条件欄には広告物の名称が記載されていることが確認された。

これについては(6)ア㌠述べたとおりであり、広告物の名称を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、広告物の名称を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

(9) 広島市領収書の不開示部分について

「広島市領収書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 納入義務者欄の法人名
- ・ 領収日付印欄の金融機関名、支店名及び担当者の姓
- ・ 納入金額

ア 納入義務者欄の法人名

当審査会が見分したところ、納入義務者欄には、屋外広告物許可申請書の申請者（設置者等）と同一の法人が記載されていた。申請者（設置者等）に関する情報については(6)ア㍑で述べたとおりであり、納入義務者欄の法人名を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 領収日付印欄の金融機関名、支店名及び担当者の姓

領収日付印欄の金融機関名、支店名は、申請者（設置者等）がどこの金融機関で手数料を納付したかという情報であり、法人の金銭の出納に係る情報であって、専ら法人の内部情報であると認められることから、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、領収日付印欄の金融機関の担当者の姓は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 納入金額

実施機関は、これを公にすると、他の情報とあいまって、広告物条例第22条第2項の公表手続によることなく違反者の氏名が特定・開示されることになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当すると主張する。

しかしながら、これらの情報を公にし仮に広告物条例違反の事実が判明したとしても、市民が違反行為をしていると認識するとどまり、行政として、広告物条例違反に対し勧告等を行うことについて実施機関が想定するような条例第7条第3号に該当する事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的な蓋然性は認められない。

したがって、納入金額を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当ではないことから、実施機関は、納入金額を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

(10) 広告物等安全点検報告書の不開示部分について

「広告物等安全点検報告書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 報告者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、印影及び代表者の氏名
- ・ 管理者（点検者）欄の氏名、住所及び印影

ア 報告者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、印影及び代表者の氏名

報告者（設置者等）に関する情報を公にした場合、現地を確認することにより報告者（設置者等）と広告主との関係、すなわち広告主の取引先情報が明らかとなることから、広告主の競争上又は事業運営上の地位を害する条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

したがって、報告者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、印影及び代表者の氏名を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 管理者（点検者）欄の氏名、住所及び印影

管理者（点検者）に関する情報を公にした場合、現地を確認することにより管理者（点検者）と広告主との関係、すなわち広告主の取引先情報が明らかとなることから、広告主の競争上又は事業運営上の地位を害する条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

したがって、管理者（点検者）欄の氏名、住所及び印影を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(1) 請求人の主張について

請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(2) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

① 対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報
A 屋外広告物許可申請書			
屋外広告物許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> 数量、手数料の金額及び照明設備の有無 許可の条件 申請者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名・印影並びに従業員の所属先、役職及び従業員の氏名・印影 管理者欄の法人名又は個人の氏名、住所・郵便番号、電話番号、従業員所属先、資格及び従業員の氏名 施工者（屋外広告業者）欄の法人名又は個人の氏名、住所・郵便番号、電話番号、代表者の氏名及び屋外広告業登録番号並びに従業員の所属先、役職及び従業員の氏名 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者（設置者等）欄の従業員の所属先、役職及び従業員の氏名・印影 申請者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名・印影 管理者欄の法人名又は個人の氏名、住所・郵便番号、電話番号並びに従業員の所属先、資格及び従業員の氏名 施工者（屋外広告業者）欄の法人名又は個人の氏名、住所・郵便番号、電話番号、代表者の氏名及び屋外広告業登録番号並びに従業員の所属先、役職及び従業員の氏名 	<ul style="list-style-type: none"> 数量、手数料の金額及び照明設備の有無 許可の条件欄の広告物の名称及び数字
付近見取図 広告物又は掲出物件の寸法、構造等に関する仕様書・図面、写真及び意匠・照明等に関する図書	<ul style="list-style-type: none"> 申請する広告物のサイズ 		②の情報全て
看板設置（使用）承諾書	<ul style="list-style-type: none"> 貸主の個人の氏名・印影、住所及び電話番号 借主の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名 広告物の名称及び広告物のサイズ 	<ul style="list-style-type: none"> 貸主の個人の氏名・印影、住所及び電話番号 借主の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名 	<ul style="list-style-type: none"> 広告物の名称及び広告物のサイズ
屋外広告物設置契約書	<ul style="list-style-type: none"> 貸主の個人の氏名・印影、住所、電話番号及び金融機関情報 法人の担当者の氏名・印影 借主の法人名、法人の住所、電話番号及び代表者の氏名・印影 掲出物件のサイズ 	<ul style="list-style-type: none"> 貸主の個人の氏名・印影、住所、電話番号及び金融機関情報 法人の担当者の氏名・印影 借主の法人名、法人の住所、電話番号及び代表者の氏名・印影 	<ul style="list-style-type: none"> 掲出物件のサイズ
屋外広告業登録済証	<ul style="list-style-type: none"> 法人名、法人の住所、役職、氏名及び登録番号 業務主任者の氏名 	②の情報全て	—
管理者の資格を証する書面	<ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名、生年月日、本籍地の都道府県名、合格番号及び登録番号 	②の情報全て	—
B 屋外広告物変更許可申請書			
屋外広告物変更許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> 数量、手数料の金額及び照明設備の有無 申請者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名・印影並びに従業員の所属先、役職及び従業員の氏名・印影 管理者欄の法人名又は個人の氏名、住所・郵便番号、電話番号、従業員所属先、資格及び従業員の氏名 施工者（屋外広告業者）欄の法人名又は個人の氏名、住所・郵便番号、電話番号、代表者の氏名及び屋外広告業登録番号並びに従業員の所属先、役職及び従業員の氏名 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者（設置者等）欄の従業員の所属先、役職及び従業員の氏名・印影 申請者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、電話番号及び代表者の氏名・印影 管理者欄の法人名又は個人の氏名、住所・郵便番号、電話番号並びに従業員の所属先、資格及び従業員の氏名 施工者（屋外広告業者）欄の法人名又は個人の氏名、住所・郵便番号、電話番号、代表者の氏名及び屋外広告業登録番号並びに従業員の所属先、役職及び従業員の氏名 	<ul style="list-style-type: none"> 数量、手数料の金額及び照明設備の有無
付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> 申請する広告物のサイズ 資格の登録番号及び個人の氏名・印影 	<ul style="list-style-type: none"> 資格の登録番号及び個人の氏名・印影 	<ul style="list-style-type: none"> 申請する広告物のサイズ
広告物又は掲出物件の寸法、構造等に関する仕様書・図面、写真、チェックリスト及び意匠・照明等に関する図書	<ul style="list-style-type: none"> チェックリストの申請内容欄の「地表から上端までの高さ」及び「地色のマンセル値」 広告物又は掲出物件の寸法、構造等に関する仕様書・図面、写真及び意匠・照明等に関する図書の全て 	④以外の情報	<ul style="list-style-type: none"> チェックリスト下の申請内容欄の「地表から上端までの高さ」及び「地色のマンセル値」 写真
看板設置（使用）承諾書	<ul style="list-style-type: none"> 貸主の個人の氏名・印影、住所及び電話番号 借主の法人名、法人の住所・郵便番号及び代表者の氏名 広告物の名称 	<ul style="list-style-type: none"> 貸主の個人の氏名・印影、住所及び電話番号 借主の法人名、法人の住所・郵便番号及び代表者の氏名 	<ul style="list-style-type: none"> 広告物の名称
屋外広告物設置契約書	<ul style="list-style-type: none"> 貸主の個人の氏名・印影、住所、電話番号及び金融機関情報 法人の担当者の所属先及び担当者の氏名・印影 借主の法人名、法人の住所、電話番号、代表者の氏名・印影 掲出物件のサイズ 	<ul style="list-style-type: none"> 貸主の個人の氏名・印影、住所、電話番号及び金融機関情報 法人の担当者の所属先及び担当者の氏名・印影 借主の法人名、法人の住所、電話番号及び代表者の氏名・印影 	<ul style="list-style-type: none"> 掲出物件のサイズ
屋外広告業登録済証	<ul style="list-style-type: none"> 事業を営む個人の氏名、住所及び登録番号 業務主任者の氏名 	②の情報全て	—
管理者の資格を証する書面	<ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名、生年月日、本籍地の都道府県名、登録番号及び写真 	②の情報全て	—
C 屋外広告物許可継続申請書			
屋外広告物許可継続申請書	<ul style="list-style-type: none"> 種別、表示設置数量、光源の有無及び手数料の金額 申請者欄の法人名、法人の住所・郵便番号及び電話番号 許可の条件 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者欄の法人名、法人の住所・郵便番号及び電話番号 	<ul style="list-style-type: none"> 種別、表示設置数量、光源の有無及び手数料の金額 許可の条件欄の広告物の名称
D 広島市領収書			
広島市領収書	<ul style="list-style-type: none"> 納入義務者欄の法人名 領収日付印欄の金融機関名、支店名及び担当者の姓 納入金額 	<ul style="list-style-type: none"> 納入義務者欄の法人名 領収日付印欄の金融機関名、支店名 金融機関の担当者の姓 	<ul style="list-style-type: none"> 納入金額
E 広告物等安全点検報告書			
広告物等安全点検報告書	<ul style="list-style-type: none"> 報告者（設置者等）欄の法人名、法人の住所・郵便番号、印影及び代表者の氏名 管理者（点検者）欄の個人の氏名、住所及び印影 	②の情報全て	—

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 5. 2. 2 8	広島市指令安維第50号の諮問を受理 (諮問第353号で受理)
R 5. 4. 1 4 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 5. 5. 1 1 (第2回審査会)	第1部会で審議
R 5. 6. 2 (第3回審査会)	第1部会で審議
R 5. 7. 1 4 (第4回審査会)	第1部会で審議
R 5. 9. 7 (第5回審査会)	第1部会で審議
R 5. 10. 1 3 (第6回審査会)	第1部会で審議
R 5. 11. 1 0 (第7回審査会)	第1部会で審議
R 5. 12. 1 (第8回審査会)	第1部会で審議
R 6. 1. 1 2 (第9回審査会)	第1部会で審議
R 6. 2. 9 (第10回審査会)	第1部会で審議
R 6. 3. 8 (第11回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院特任教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学教授
濱 野 滝 衣	弁護士